

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

② **自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。**

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 24 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 吉 田 智 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 8 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 8 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 24 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 24 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金, 小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 24 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8, 290, 000 6, 632, 000	一括	1, 660, 000	58, 940	16, 697
1	3, 466, 000				
2	4, 824, 000				



物 件 目 録

1 所 在 広島市安芸区船越三丁目
地 番 270番8
地 目 宅地
地 積 101.46平方メートル

2 所 在 広島市安芸区船越三丁目270番地8
家屋 番号 270番8の2
種 類 居宅・物置
構 造 木・鉄筋コンクリート造瓦葺3階建
床 面 積 1階 47.28平方メートル
2階 62.69平方メートル
3階 53.17平方メートル

(現況)

構 造 木・鉄筋コンクリート造瓦葺地下1階付き2階建
床 面 積 地下1階 47.28平方メートル
1階 62.69平方メートル
2階 53.17平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 6月22日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉 田 智 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者（共有者ら）が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 広島市安芸区船越三丁目
地 番 270 番 8
地 目 宅地
地 積 101.46 平方メートル

2 所 在 広島市安芸区船越三丁目 270 番地 8
家屋 番号 270 番 8 の 2
種 類 居宅・物置
構 造 木・鉄筋コンクリート造瓦葺 3 階建
床 面 積 1 階 47.28 平方メートル
2 階 62.69 平方メートル
3 階 53.17 平方メートル

(現況)

構 造 木・鉄筋コンクリート造瓦葺地下 1 階付き 2 階建
床 面 積 地下 1 階 47.28 平方メートル
1 階 62.69 平方メートル
2 階 53.17 平方メートル



令和 8 年(ㄱ)第 3 1 号
令和 8 年 4 月 1 4 日受理
令和 8 年 5 月28 日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 林 隆 也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 広島市安芸区船越三丁目

地 番 270 番 8

地 目 宅地

地 積 101.46 平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分8分の1

共有者 B 持分8分の1

共有者 C 持分4分の1

共有者 D 持分4分の1

共有者 E 持分4分の1

2 所 在 広島市安芸区船越三丁目270番地8

家屋 番号 270 番 8 の 2

種 類 居宅・物置

構 造 木・鉄筋コンクリート造瓦葺3階建

床 面 積 1階 47.28 平方メートル

2階 62.69 平方メートル

3階 53.17 平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分8分の1

共有者 B 持分8分の1

共有者 C 持分4分の1

共有者 D 持分4分の1

共有者 E 持分4分の1



(2 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述要旨等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述要旨等
■共有者亡 A 相続財産管理人	当職は本件建物の鍵を所持していないので、適宜解錠の上、調査を実施してください。

(執行官の意見用)

執行官の意見
1 本件土地建物の状況は、別紙建物図面（各階平面図）、建物間取図（見取図）及び添付写真のとおりである。本件建物内の状況等から、同建物は共有者らが住居（空き家）として使用し、占有しているものと認めた。 なお、別紙建物図面（各階平面図）は、1階を地下1階に、2階を1階に、3階を2階に改め、建物の配置図も同様に改めている。 2 本件建物地下1階では、複数箇所では黒カビの発生を認めた（写真23）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年4月14日（火） 12：30－12：40	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
令和8年4月16日（木） 9：45－10：05	広島法務局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
令和8年4月16日（木） 11：10－11：25	広島市東部市税事務所 （広島市東区役所）	建物課税等調査
令和8年4月16日（木） 14：00－14：05	当庁	共有者亡 A相続財産管理人に架電 占有関係等聴取
令和8年5月19日（火） 12：40－13：00	物件所在地	占有関係・間取等調査、写真撮影（評価人同行）

（特記事項）

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行した。

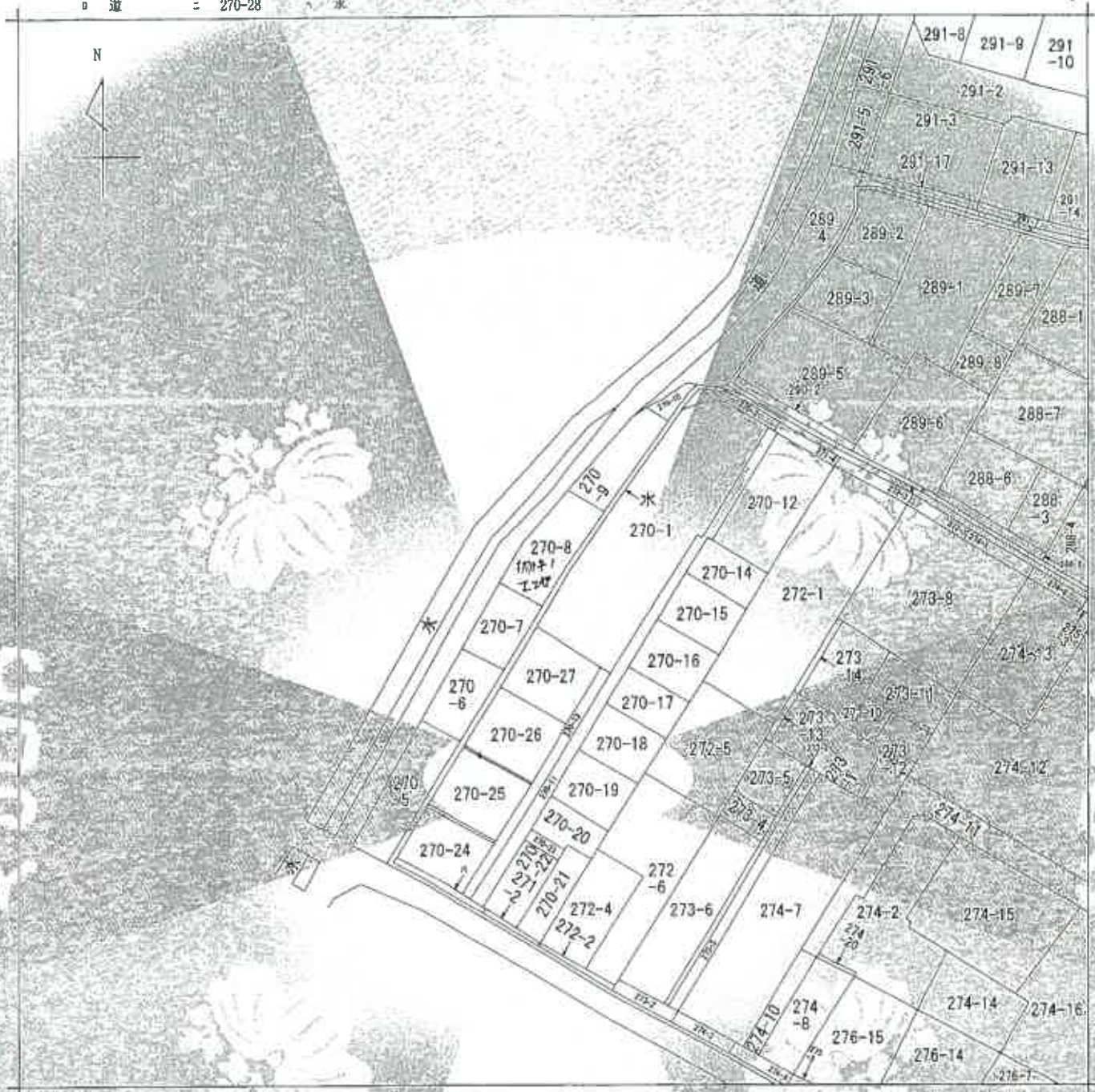
☒ 令和8年5月19日
目的物件は不在かつ施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ 288-1 道
 ア 270-2 270-28
 ア 270-29 水
 道



(注) 地図に準ずる図面は、土地の位置を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求 部分	所 在	広島市安芸区船越三丁目			地 番	270番8		
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分	登録 番号又は 記号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)	昭和50年3月		補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月16日
 広島法務局

請求番号：9-1
 (1/1)

登記官

縮小(A3→A4)

公用

(5枚目)

登記年月日：昭和53年4月18日

これは図面に記載されている内容と証明した書面である。
令和8年4月16日 広島法務局

(6枚目)

登記官

請求番号：9-3

3406006 各階平面図

5534.18

文庫書庫

770-6-2
広島市安芸区船越二丁目
広島市船越町多西新開270-8

建築物の所在

建築物平面図 各階平面図



地下1階



1階



2階



求積表

11.10 × 3.75	= 41.925
2.8 × 1.9	= 5.32
合計	47.245
床面積	47.24 m ²

求積表

11.10 × 3.75	= 58.950
4.7 × 0.50	= 2.350
4.5 × 0.50	= 2.250
合計	63.550
床面積	63.55 m ²

求積表

11.10 × 2.65	= 29.415
4.7 × 2.85	= 13.545
3.64 × 2.85	= 10.374
合計	53.334
床面積	53.33 m ²

作製者

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

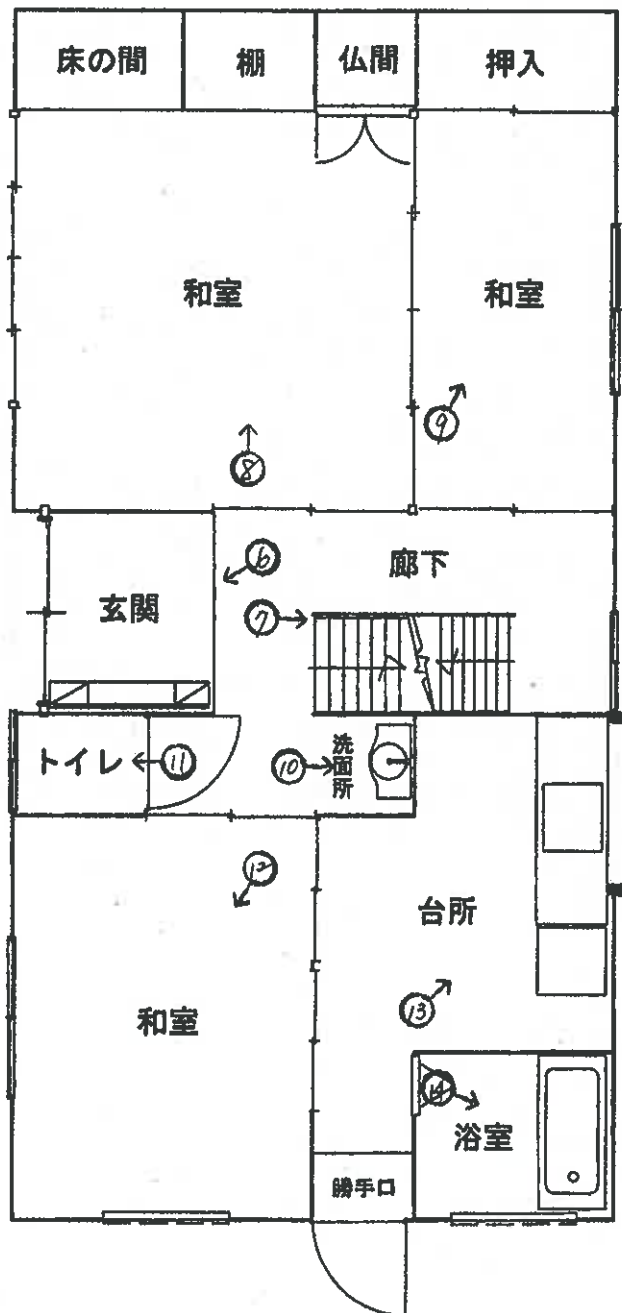
縮小(A3→A4)

凡例 ○→ 写真撮影方向

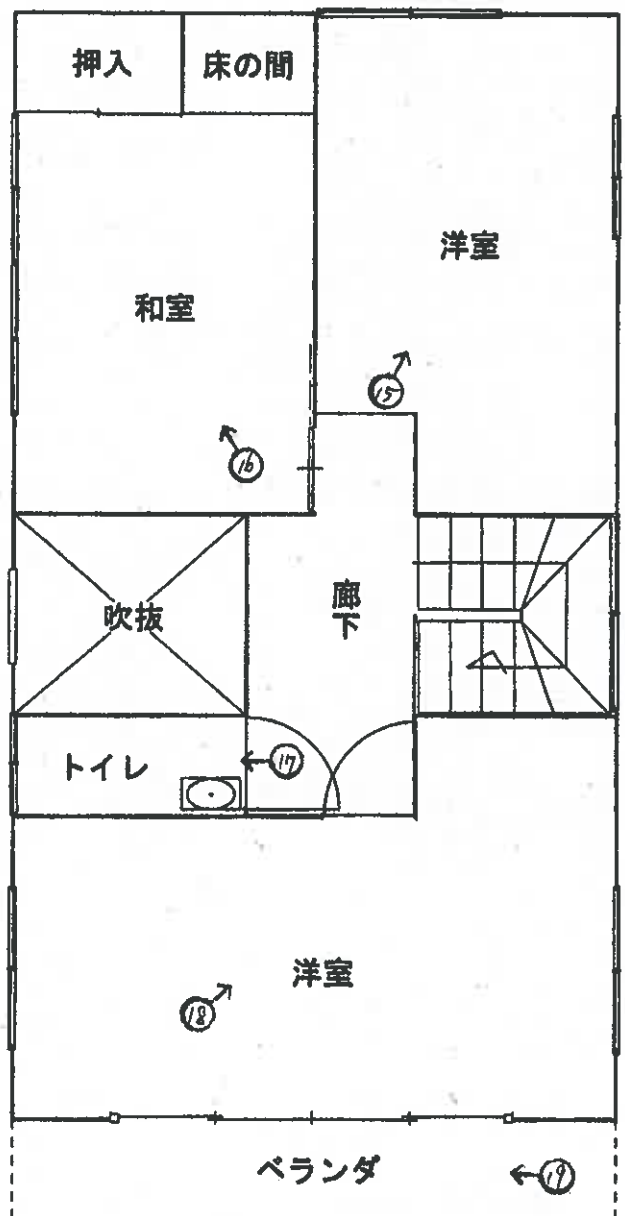
建物間取図（見取図）

（物件 2 家屋番号270番8の2）

【1 階】



【2 階】

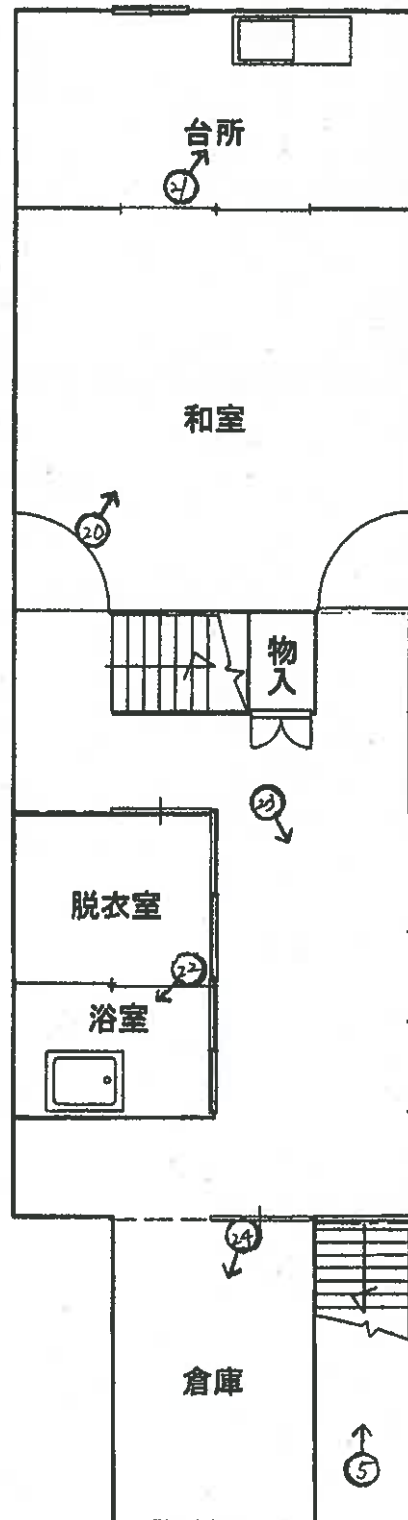


凡例 ○→ 写真撮影方向

建物間取図（見取図）

（物件 2 家屋番号270番8の2）

【地下 1 階】



凡例 ○→ 写真撮影方向

（ 8 枚目）

写真1



写真2 本件建物

広島市道
安芸3区85号線



写真3

本件建物



広島市道（安芸3区85号線）

写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



写真1 3



写真1 4



写真1 5



写真16



写真17



写真18



写真19



写真20



写真21



写真 2 2



写真 2 3

黒カビ



写真 2 4



令和 8 年(ケ) 第 31 号
令和 8 年 5 月 19 日現地調査
令和 8 年 5 月 27 日評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

駒松 康弘

印

第1 評価額

一括価格	
金 8,290,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 3,466,000円
物件2(建物)	金 4,824,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	広島市安芸区船越三丁目 270番8 宅地 101.46㎡	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	広島市安芸区船越三丁目270番地8 270番8の2 居宅・物置 木・鉄筋コンクリート造瓦葺 3階建 1階 47.28㎡ 2階 62.69㎡ 3階 53.17㎡ 延べ 163.14㎡	構造・床面積以外は同左 木・鉄筋コンクリート造瓦葺地下1階付き2階建 地下1階 47.28㎡ 1階 62.69㎡ 2階 53.17㎡ 延べ 163.14㎡
番号	特 記 事 項		
2	現況調査の結果、物件2の建物のうち登記上の2階部分に玄関が存し、前面市道との出入りが可能となっていること、また、安芸区役所建築課にて建築計画概要書を閲覧したところ、概要書には当該建物が「地上2階地下1階」と表記されていることから、現況建物の構造を地下1階付き2階建と判断し、現況調査報告書記載のとおり、建物の階数を1階→地下1階、2階→1階、3階→2階と改めた。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 山陽本線「海田市」駅の北西方・直線距離約1.1km (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	J R 軌道敷の北側背後に住宅地域が形成され、戸建住宅を主体に共同住宅等が介在する状況にある。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% — 宅地造成等工事規制区域指定あり、一般区域（景観計画関係）、都市機能誘導区域（一般地域型）、居住誘導区域指定あり	
画 地 条 件	規模 101.46 m ²	間口 約 15 m 奥行 約 7 m 形状 ほぼ長方形 接面状況 中間画地 その他 地勢は概ね平坦	
接面道路の状況	北西側 約 4 m (※) 舗装 市道（安芸3区85号線） 高低差 玄関を有する1階とは概ね等高 (※) 安芸区役所建築課で聴取した限りでは、上記市道は建築基準法42条2項道路とのことである。現況の道路は幅員が4m未満の箇所、4m以上の箇所が混在している。物件1の土地の前面は約4mの幅員を有する。		
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する（前面道路より低位な位置に地下1階の居室あり） 隣地は戸建住宅等 目的外建物 なし		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり あり ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特 記 事 項	・ 土壌汚染の端緒については特に見受けられない。また、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 ・ 県の「土砂災害等ポータルサイトひろしま」によると、河川浸水想定区域（想定最大）、高潮浸水想定区域（想定最大）、津波災害警戒区域に該当する。		

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)： 昭和 53 年 4 月 10 日 新築 経 過 年 数： 約 48 年 経済的残存耐用年数： 約 2 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： モルタル塗り、タイル張り等 内 壁： クロス張り、ジュラク壁等 天 井： クロス張り、竿縁天井等 床： フローリング、クッションフロア、畳等 設 備： 電気、ガス、給排水、衛生等 その他： —
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅（空き家） 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・物件2の建物について、建築時期・構造・用途・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・建築確認申請は以下の通り（完了検査は未了）。 <建築確認> 昭和52年11月29日 第13097号

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	122,000	1.00	101.46	0.80	1	9,902,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を幅員約4m舗装市道に等高接面する地積120㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（広島安芸-9）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
150,000	$\frac{102}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{125}$	122,000

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

形状	1.00
相乗積	1.00

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： 完全所有権につき上記の通り1と表記

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	170,000	163.14	0.07	1	1,941,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
48 年	2 年	50 年

残価率	観察減価
5 %	20 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.07$$

エ 持 分：完全所有権につき上記の通り 1 と表記

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	9,902,000	0.50 法定地上権	4,951,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 50 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	9,902,000	- 4,951,000		1.00	0.70	3,466,000
2	1,941,000	+ 4,951,000	1.00	1.00	0.70	4,824,000
一括価格 (合計)						8,290,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（広島安芸-9）

所 在 : 広島市安芸区船越1丁目198番14（住居表示：船越1-48-8）
価 格 : 150,000円/㎡
位 置 : JR山陽本線「海田市」駅 北西方 道路距離 約1.8kmに位置する
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 163㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 東側3.8m市道
用 途 指 定 等 : 市街化区域
第1種住居地域(建蔽率 60%、容積率 200%)
地 域 の 概 要 : 小規模一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額（令和8年度）

物件1 8,135,062 円（1㎡当たり 80,180 円）、課税地積 101.46 ㎡

物件2

＜住宅・鉄筋コンクリート造＞

1,275,516 円（1㎡当たり 26,978 円）、課税床面積 47.28 ㎡

＜専用住宅・木造＞

1,578,741 円（1㎡当たり 13,626 円）、課税床面積 115.86 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（地理院地図 GSIMaps 縮尺約 1/15,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

以 上



公 図 写

A3→A4縮小

1 288-1 270-2
0 道 270-28

N

物件 1

COPY

COPY

(注) 地図に使用する図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代りとして備え付けられている図面であり、土地の位置及び形状の正確性を保証した図面ではない。



請求 部 分	所 在	広島市安芸区船越三丁目			地 番	270番8	
出 力 尺 寸	縮尺不明	精 度 区 分	原簿 番号	分 類	地籍調査簿の図面		
作 成 年 月 日							

これは地図に準じた図面に記述された図面である。

令和8年3月3日
広島法務局

地図整理番号：M07692

(1/1)

縮小(A3→A4)

登記年月日 昭和45年4月16日

1408008

新井 三郎
土曜の所住

近畿市女芸区船越三丁目
五ノ宮本町四丁目

物件 1

[illegible]

(44.0)

地圖整理番号: M07791

これは図面に記録され、
令和8年3月10日 広島県庁

3406006 各階平面図

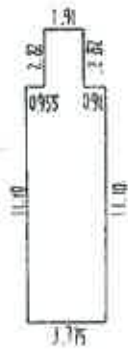
建物図面 各階平面図

1. 本図面に記載するものは、すべて、公図である。
2. 本図面に記載するものは、すべて、公図である。
3. 本図面に記載するものは、すべて、公図である。

物件 2



1 階



2 階



3 階



(注) 現況の構造は1階→地下1階、2階→1階、3階→2階となっている。

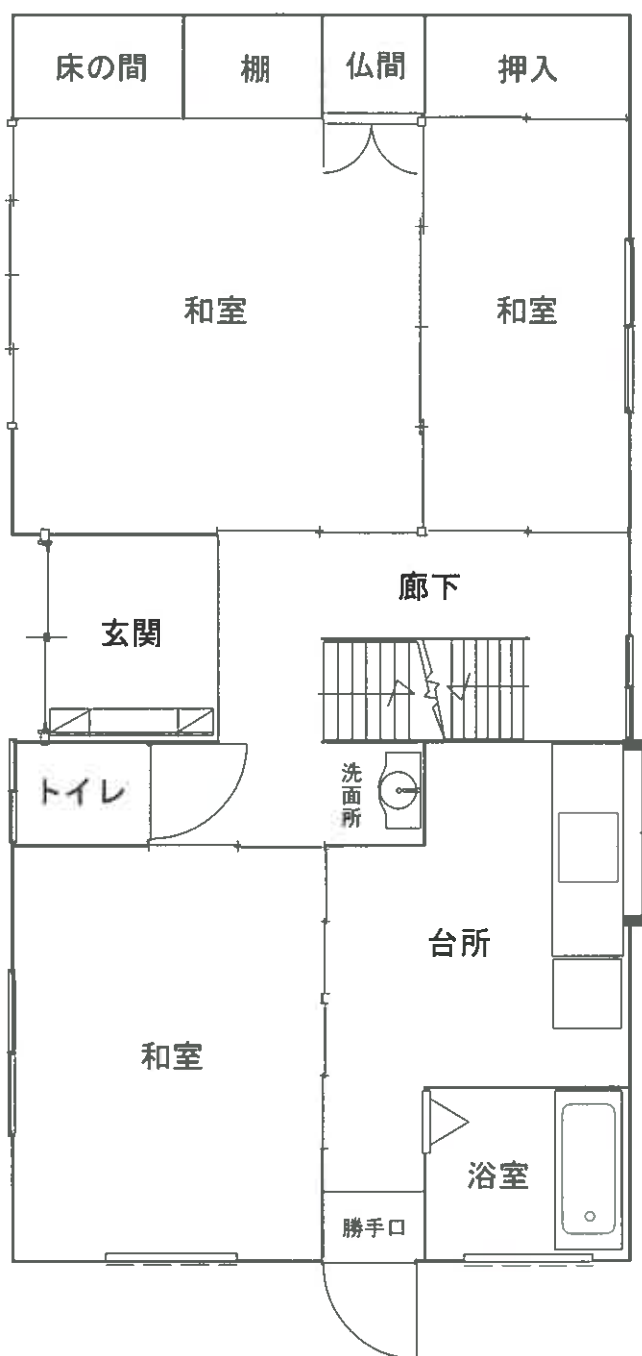
作成者
1. 本図面に記載するものは、すべて、公図である。
2. 本図面に記載するものは、すべて、公図である。
3. 本図面に記載するものは、すべて、公図である。

縮小 (A3→A4)

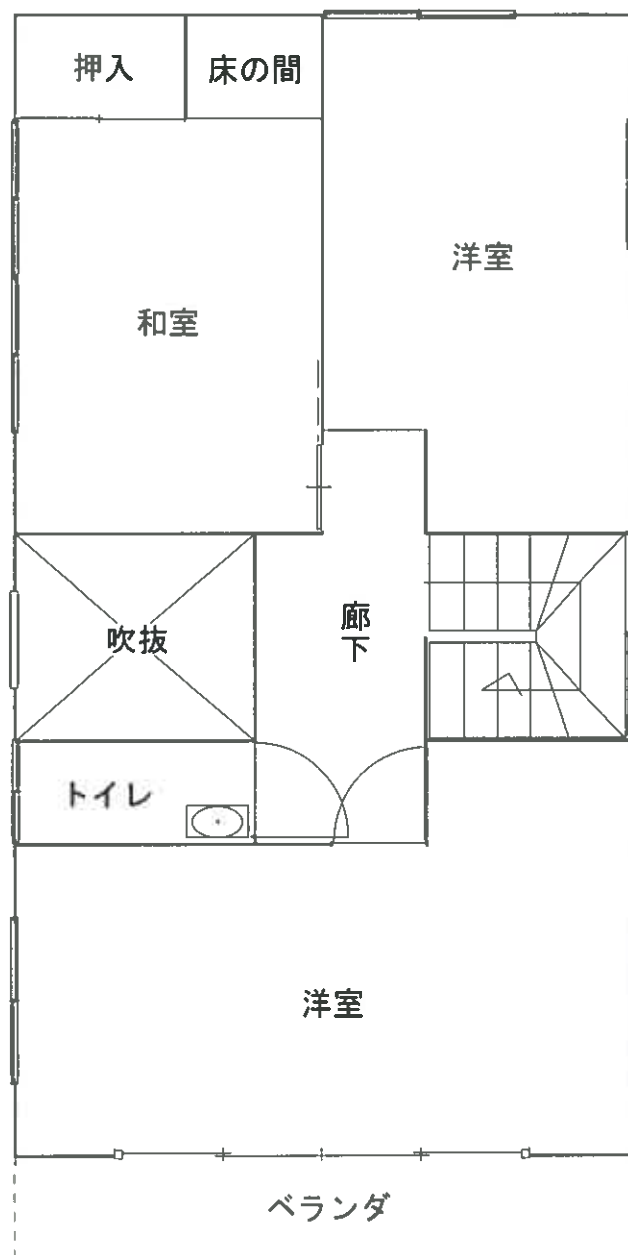
建物間取図（見取図）

（物件 2 家屋番号270番8の2）

【1 階】



【2 階】



建物間取図（見取図）

（物件 2 家屋番号270番8の2）

【地下 1 階】

